

改正

平成18年1月20日規則第1号

南小国町外出支援サービス事業費用徴収規則

(目的)

第1条 この規則は、外出支援サービス事業において、町長が支払義務者から徴収する費用について必要な事項を定めるものとする。

(利用者負担金)

第2条 利用者の費用負担区分については、別表に定める費用負担基準による額とする。

(利用者負担金の徴収の時期)

第3条 利用者負担金は、その月分を翌月15日までに徴収するものとする。ただし、町長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

(その他)

第4条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

附 則 (平成18年1月20日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表 (第2条関係)

利用者世帯の階層区分		利用者負担額 (1回当たり)
A	生活保護法による被保護世帯 (単給世帯を含む。)	0円
B	生計中心者が前年所得税非課税世帯	250円
その他	A、B以外の世帯	500円